

広島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十七号

広島県契約規則の一部を改正する規則

広島県契約規則（昭和三十九年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（契約書の作成等） 第二条（略） 2 前項の規定により作成することとされている契約書については、当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成をもつて、当該契約書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該契約書とみなす。 4 3 （略） 契約担当職員は、前項第一号又は第四号の規定により契約書の作成を省略する場合においても、次に掲げる場合には、請書その他これに準ずる書面（電磁的記録により作成されたものを含む。）を徴さなければならない。 一・二 （略） （契約書の記名押印等） 第三条 （略） 2 前条第二項の規定により電磁的記録の作成をもつて契約書の作成に代える場合においては、契約担当職員は、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行わなければならない。 （入札保証金の還付等） 第十五条 （略） 一 落札者が納付した前条第一項の入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供される担保を含む。）は、落札者が第四条第一項の規定により契約保証金を納付するときはその納付の後に、同条第二項の規定により契約保証金の納付に代えて担保を提供するときはその提供の後に、同条第一項ただし書の規定により契約保証金の納付を免除されたときは契約を締結し、又は契約の履行に着手した後に還付すること。	（契約書の作成等） 第二条 （略） 3 2 （略） 契約担当職員は、前項第一号又は第四号の規定により契約書の作成を省略する場合においても、次に掲げる場合には、請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。 一・二 （略） （契約書の記名押印） 第三条 （略） （入札保証金の還付等） 第十五条 （略） 一 落札者が納付した前条第一項の入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供される担保を含む。）は、落札者が第四条第一項の規定により契約保証金を納付するときはその納付の際に、同条第二項の規定により契約保証金の納付に代えて担保を提供するときはその提供の際に、同条第一項ただし書の規定により契約保証金の納付を免除されたときは契約書に印を押し、又は契約の履行に着手した際に還付すること。

二 (略)

(予定価格の設定)

第十八条 契約担当職員は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、予定価格調書を作成してこれを封書にし、開札の際開札場所に置かなければならない。ただし、電子情報処理組織(契約担当職員の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と入札に参加する者又は随意契約に係る見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用した入札(以下「電子入札」という。)を行う場合には、予定価格調書を作成してこれを封書にし、開札の際開札場所に置くことに代えて、当該契約担当職員の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(当該ファイルに記録された情報が漏えいしないよう、適切な措置が講じられたものに限る。)に予定価格を記録することができる。

(入札書の提出等)

第二十条 契約担当職員は、入札しようとする者に入札書(インターネット公有財産等売却システムによる入札又は電子入札の場合にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録)を作成させ、第十七条第四号の規定により公告した日時までに同号の規定により公告した場所に提出させなければならない。契約担当職員が必要と認めて入札しようとする者に提出を求める書類の提出についても、また同様とする。

2 契約担当職員は、入札しようとする者が入札書(インターネット公有財産等売却システムによる入札又は電子入札の場合における入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を除く。)の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。

(落札決定通知と契約締結)

第二十四条 (略)

2 契約担当職員は、当該契約につき契約書を作成する場合においては、落札者に前項の規定による通知を受けた日から五日(広島県の休日を含める)を定める(平成元年広島県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日を除く。以下に契約書に記名押印(第二条第二項の

二 (略)

(予定価格の設定)

第十八条 契約担当職員は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によつて予定し、予定価格調書を作成してこれを封書にし、開札の際開札場所に置かなければならない。ただし、電子情報処理組織(契約担当職員の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項において同じ。))と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して入札を行う場合には、予定価格調書を作成してこれを封書にし、開札の際開札場所に置くことに代えて、当該契約担当職員の使用に係る電子計算機に備えられたファイル(当該ファイルに記録された情報が漏えいしないよう、適切な措置が講じられたものに限る。)に予定価格を記録することができる。

(入札書の提出等)

第二十条 契約担当職員は、入札しようとする者に入札書(インターネット公有財産等売却システムによる入札の場合にあつては、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。))を作成させ、第十七条第四号の規定により公告した日時までに同号の規定により公告した場所に提出させなければならない。契約担当職員が必要と認めて入札しようとする者に提出を求める書類の提出についても、また同様とする。

2 契約担当職員は、入札しようとする者が入札書(インターネット公有財産等売却システムによる入札の場合における入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を除く。)の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。

(落札決定通知と契約締結)

第二十四条 (略)

2 契約担当職員は、当該契約につき契約書を作成する場合においては、落札者に前項の規定による通知を受けた日から五日(広島県の休日を含める)を定める(平成元年広島県条例第二号)第一条第一項に規定する県の休日を除く。以下に契約書に記名押印(第二条第二項の

規定により電磁的記録の作成をもつて契約書の作成に代える場合においては、電子署名）させなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。 （見積書の徴取） 第三十二条 契約担当職員は、随意契約によりうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書（電子情報処理組織を使用する場合にあつては、見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録）を徴さなければならない。	ない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。 （見積書の徴取） 第三十二条 契約担当職員は、随意契約によりうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。
--	--

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。